

## 平成 31 年度 事業計画

### 1 基本方針

農地中間管理事業については、事業開始後5年目を迎える中で、国は、地域・集落での徹底的な話し合いにより農地集積を加速すること、手続きの簡素化を図ることなどの推進方針を示すとともに、未相続農地の利用権設定を促進するための法改正を行ったところです。一方、本県農業委員会系統では、全市町において農地利用の最適化アンケートを行うとともに、これを基に重点集落を設定した上で地域での話し合いによる農地集積を進める取り組みを本年度スタートさせたところです。

これらを踏まえ、本公社においても、これまでの土地改良区や集落営農組織、産地部会等での話し合いに加え、市町推進チーム会、農業委員会等の関係機関と連携し、農地利用最適化アンケートを踏まえた地域・集落での話し合い活動を通して農地中間管理事業の推進を図ってまいります。

また、中山間地域など担い手が不足している地域では、関係機関と連携し、農地の条件整備、営農計画の樹立、担い手の確保育成等に総合的に取り組むことで農地中間管理事業を推進してまいります。

併せて、相対による利用権設定から農地中間管理事業への誘導と未相続農地への農地中間管理権設定を進めてまいります。

これらの取組により、「新ながさき農林業・農山村活性化計画」が目指す姿である『経営耕地面積の8割を認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織などの「産業の担い手」が担う。』農業構造の実現を目指し、関係機関と連携を図りながら、担い手への農地集積・集約化に積極的に取り組んでまいります。

耕作放棄地の解消については、国・県の事業が終了した中でも引き続き進める必要がありますが、これまでの取組が、点での整備に止まり、産地の拡大や所得向上に繋がっていない面も見られたところです。このため、今後は、関係機関と連携し、地域での話し合いを基に守るべき農地と営農計画、担い手を明確にした上で、耕作放棄地を含めて面的に整備を進めてまいります。

諫早湾干拓農地については、第3期（平成30年度～平成34年度）の利用権を設定し、県をはじめ関係機関と連携の下、経営指導や作付状況等の調査及び環境保全協議会や平成諫早湾土地改良区等での意見交換を継続しながら、農地の適切な管理と営農支援を図ります。また、平成29年度に策定した「諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針」に基づく排水改善対策を計画的に実施しながら、環境に調和した先進的な営農の確立に努め、農地リース事業を推進します。

また、潮受堤防排水門の開放差止訴訟については、平成29年4月17日に長崎地裁から開放差止を認める判決が言い渡され、国は、同月25日に開門しないとの方針を明確にして控訴を断念しました。一方、開門派は判決結果を不服として独立当事者参加申出を行い控訴しましたが、平成30年3月19日、福岡高裁から独立当事者参加申出を認めない判決が言い渡され、参加申出人（開門派）は最高裁へ上告しました。当会社としては、土地明渡訴訟やカモ食害損害賠償請求訴訟を含めて、今後とも関係機関等と連携し、営農に支障が出ないように適切に対応します。

## 2 事業内容

### （1）農地中間管理事業

#### ① 農地貸借事業

経営規模の縮小・離農等を図る農業者等が所有する農地、利用可能な耕作放棄地について、規模拡大を目指す認定農業者、農地所有適格法人、集落営農組織等の担い手に対し、地域等での話し合いを通じて農地情報の提供や簡易な基盤整備などでまとまった形で農地の利用ができるように配慮して貸し付けます。

これまでは基盤整備地区などの条件の良い農地の事業活用が進んできたが、借り手が見つからない貸出希望地の半分以上は耕作放棄地であり、今後は、関係機関と連携し、農地の条件整備、担い手の確保、営農計画の樹立を総合的に推進した上で、事業活用を進めます。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地貸借事業	借受面積	800 ha	H30年度計画 (実績見込み) 800 (950) ha
	貸付面積	800 ha	800 (987) ha

② 農地売買事業

認定農業者等が経営規模の縮小や離農を図ろうとする者から農地を買い入れる場合において、認定農業者等からの申し出に基づいて、機構がその購入資金を全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、買入れ・売り渡します。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地売買事業	買入面積	4 ha	全国農地保有合理化協会 ・ 担い手支援資金
	売渡面積	4 ha	

③ 農地利用条件改善事業

農地中間管理事業により権利を取得した農地の条件整備（簡易な基盤整備、改植等を含む）を機構が実施する場合、必要に応じ認定農業者等からの申し出に基づいて、機構が農家負担金を、全国農地保有合理化協会から無利子で借り受け、貸し付けなどを行います。

また、農地の条件整備（簡易な基盤整備、改植等を含む）では、守るべき農地を明確化し、耕作放棄地解消を含めて面的な整備を行います。

(事業計画)

区 分	面 積 (h a)		備 考
農地利用条件改善事業	整備面積	10 ha	全国農地保有合理化協会 ・ 担い手支援資金等

※H30実績は、果樹の改植（大村市）で0.3haであるが、無利子資金は活用していない。

## (2) 耕作放棄地解消総合対策事業

国及び県の事業が終了したことから当事業も終了しますが、耕作放棄地の解消は引き続き必要なことから、農地中間管理事業の③農地利用条件改善事業の中で、耕作放棄地も含めた面的な整備を進めてまいります。

## (3) 諫早湾干拓農地保有管理事業

平成30年度からの新たな5年間（第3期）の利用権を設定しています。

農地借受者の営農計画達成に向けた経営相談や意見交換会を通じて営農活動の支援及び環境保全型農業の推進並びに排水改善対策やカモ被害防止対策を進めるとともに、農地の管理・作付状況の実態把握等を関係機関と連携し推進します。

平成30年1月30日付けのカモ被害訴訟（原告は営農者2経営体、被告は国、県、公社）や平成30年3月29日に提訴した土地明け渡し訴訟（被告は利用権再設定を認めることが適当ではないと判断された営農者2経営体）では、弁護士や関係機関と連携して適切に対応します。

潮受堤防排水門開門問題については、農地借受者等とも連携して、開門差止訴訟等に適切に対応します。

### ① 諫早湾干拓農地貸付計画

関係機関と連携し、営農者の経営安定を図る中で、リース料の徴収確保に努めます。

（貸付計画）

借受者	面積	賃貸料	備考
38件	672ha	130,000千円	

- リース料：10アール当たり標準2万円

注) 利用権設定 38件 面積631ha 賃貸料 1億2200万円

公募保留 面積 41ha 賃貸料 800万円

（公募保留分については、利用権再設定をしない2経営体分を土地明け渡し訴訟の中で損害賠償を請求しています。裁判確定後に募集予定。）

## ② 宅地等用地

使用処分計画の変更がなされたことから、増反者及び関連業者への売却が可能になり、関係機関とも連携を図りながら宅地等用地の売却促進に努めます。

区分	区画数	面積 (㎡)	売却金額	備考
計画	10	10,000	52,000千円	

(参考)

	区画数	面積 (㎡)	備考
全体	91	84,703.51	取得額 341,000千円
緑地等	16	14,320.86	売却対象外
宅地			
総数	75	70,382.65	
売却済み	35	31,172.41	
未売却	40	39,210.24	

## ③ 排水改善対策

諫早湾干拓農地排水改善対策実施方針に基づき、計画的な排水改善対策を進めます。なお、国の事業予算の確保状況と営農者との協議を踏まえ、可能なものについては、前倒しして取り組みます。

(事業計画)

### ○傾斜補正

計画の5圃場26.2ha（航空測量の結果、3断面の平均勾配が逆勾配と認められ、営農者から排水不良と回答があった圃場）は29・30年度で実施し、計画分は全て終了しましたが、調査の結果、圃場の状況から平均勾配が逆勾配で排水不良が発生している圃場についても、傾斜補正を行ってまいります。

圃場数	面積 (ha)	事業費(千円)	備考
4	18.1	1,705	30年度: 4圃場 20.3ha 1,714,880円

注1) 傾斜補正は公社業務費予算（単独）で実施している。

○暗渠整備

3ヶ年（30～32年度）の整備計画73.4haについて、国庫補助事業  
枠の確保を図りながら、当初計画を前倒しして取り組んでまいります。

圃場数	面積 (ha)	事業費 (千円)	公社負担 (千円)	備考
5	30.8	57,596	22,176	30年度：4圃場 21.4ha 事業費 33,663,600円 公社負担 10,663,600円

注）暗渠整備は国庫補助事業（定額補助）と公社特別積立金を財源にして実施し  
ている。